令和９年度 福井県医師確保修学資金のご案内

福井県では、福井大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠（福井健康推進枠））により入学し、将来福井県内で地域医療に従事することを確約できる者に対して、「福井県医師確保修学資金等貸与条例」（以下「条例」という。）および「福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則」（以下「規則」という。）の規定に基づき、修学資金を貸与します。

また、「地域枠（福井健康推進枠）」による入学者は、「条例」および「規則」の規定を遵守するとともに、「キャリア形成卒前支援プラン」への参加ならびに卒業後は「福井県医師確保修学資金　奨学生のキャリア形成プログラム」に基づき、本県内の臨床研修病院および指定医療機関において９年間勤務いただきます。

１　修学資金の内容

（１）名　　称　福井県医師確保修学資金

（２）対 象 者　福井大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠（福井健康推進枠））に合格し、入学した者

（３）貸与人数　１５人

（４）貸与期間　６年以内

（５）貸 与 額　６年間合計　１０，７９６，８００円

（福井大学における入学料 282,000 円、毎年の授業料 535,800 円、入学時の費用 10 万円および生活費月 10 万円相当額）

（６）貸与時期　毎年度５月および１０月

第１年次	５月	１，２４９，９００円
	１０月	８６７，９００円
第２年次から第６年次	５月	８６７，９００円
	１０月	８６７，９００円

（７）保 証 人　２人

（８）修学資金の返還が免除される場合（条例第１０条参照）

次のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還が免除されます。

ア　次のいずれにも該当するとき。

(ｱ)　大学を卒業した日から２年以内に医師免許を取得すること。

(ｲ)　医師免許を取得した後、直ちに県内の臨床研修病院（＊１）で臨床研修を受けること。

(ｳ)　臨床研修を修了した後、直ちに指定医療機関（＊２）において医師として勤務し、臨床研修を受けた期間と指定医療機関で勤務した期間とを合計した期間が９年に達すること（原則として、臨床研修を除く７年間のうち、Ａ群での勤務は２年間以内とし、Ｃ群での勤務は概ね３年間とする。）。

イ　業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により、臨床研修を受けることができなくなったときまたは医師として勤務することができなくなったとき。

（＊１）県内の臨床研修病院（卒後２年間）

県内の臨床研修病院	
・福井大学医学部附属病院	・福井総合病院
・福井県立病院	・市立敦賀病院
・福井赤十字病院	・杉田玄白記念公立小浜病院
・福井県済生会病院	

（＊２）県内の指定医療機関（卒後３年目以降の勤務先）

原則として、

・Ａ群での勤務は２年間以内とし、Ｃ群での勤務は概ね３年間とする。

・福井大学医学部附属病院を基幹施設とする専門研修プログラムを選択する。

	医療機関	
Ａ群	・福井大学医学部附属病院	・福井総合病院
	・福井県立病院	・福井愛育病院（産婦人科）
	・福井赤十字病院	・福井県こども療育センター
	・福井県済生会病院	・福井県すこやかシルバー病院
Ｂ群	・坂井市立三国病院	・南越前町今庄診療所 ※
	・国立病院機構あわら病院	・大野市和泉診療所 ※
	・福井勝山総合病院	・池田町診療所 ※
	・公立丹南病院	・南越前町河野診療所 ※
	・越前町国民健康保険織田病院	
	・社会医療法人財団中村病院（循環器内科・脳神経外科・脳神経内科）	
	・医療法人林病院（脳神経外科）	
	・社会医療法人寿人会木村病院（リハビリテーション科）	
	・医療法人笠原病院みどりヶ丘病院（精神科）	
	・医療法人白百合会武生記念病院（精神科）	
Ｃ群	・市立敦賀病院	・若狭町国民健康保険上中診療所
	・杉田玄白記念公立小浜病院	・美浜町東部診療所
	・国立病院機構敦賀医療センター	・美浜町丹生診療所
	・若狭高浜病院	・若狭町三方診療所
	・レイクヒルズ美方病院	・おおい町名田庄診療所
	・おおい町なごみ診療所	・高浜町和田診療所

※Ｂ群の公立診療所についてはＣ群の公立診療所と同様の取扱いとし、概ね３年の勤務を認める

※上記の医療機関は地域医療対策協議会の決定に基づき、変更される場合があります

（９）修学資金を返還しなければならない場合（条例第８条、第９条参照）

大学を退学したとき、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき、死亡したとき等においては、修学資金の貸与が取り消されます。

この場合、貸与を受けた修学資金の額と、貸与期間が終了した日または貸与が取り消された日までの利息（年１０％）の額との合計額を、一括して返還しなければなりません。

なお、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、その間修学資金の返還の猶予を受けることができます。

２　修学資金の貸与までの手続の流れ

医師確保修学資金は、福井大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠（福井健康推進枠））に合格し、入学した方全員に貸与されます。奨学金貸与を辞退することはできません。
貸与までの手続は次のとおりです。

「奨学金受給意向調査書」および「同意書」受付期間
令和８年１１月２０日（金）～１２月８日（火）１７時まで（必着）

・福井大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠（福井健康推進枠））に出願される方は、「奨学金受給意向調査書」および「同意書」を福井県に提出することが必要です。
・「奨学金受給意向調査書」および「同意書」を提出された方には、福井県から「奨学金受給意向調査書および同意書受理証（大学提出用）」を送付します。１２月１４日（月）午前までに到着しないときは、福井県健康福祉部健康医療局地域医療課まで問い合わせてください。

⇩

福井大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱの出願期間
令和８年１２月１４日（月）～１８日（金）

・地域枠（福井健康推進枠）の出願の際には、福井県から送付された「奨学金受給意向調査書および同意書受理証（大学提出用）」を添付し、指定の出願書類一式とともに、福井大学へ決められた期日までに提出してください。受理証の添付がない場合、出願は認められません。必ず受付期間を厳守してください。

⇩

大学入学共通テスト　令和９年１月１６日（土）～１７日（日）

⇩

最終選考日　令和９年２月８日（月）

⇩

最終選考合格者発表　令和９年２月１０日（水）

⇩

令和９年４月
福井大学医学部医学科に入学

県に「医師確保修学資金貸与申請書」を提出

県から「医師確保修学資金貸与決定通知書」を受け取った後、貸与契約を締結

⇩

５月
修学資金の第１回目の貸与を受ける

※地域枠（福井健康推進枠）の入学者選抜については、福井大学の学生募集要項を必ず確認してください。

３　修学資金に関する問合せ先

〒910-8580　福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県健康福祉部健康医療局地域医療課　医療人材確保グループ
TEL　0776-20-0345　FAX　0776-20-0642